

生涯スポーツ普及活動支援費交付要項

1 目的

定款第4条第1項第2号及び第4号に基づき、加盟団体及び地域のスポーツ組織の普及・発展を支援する。

2 助成対象

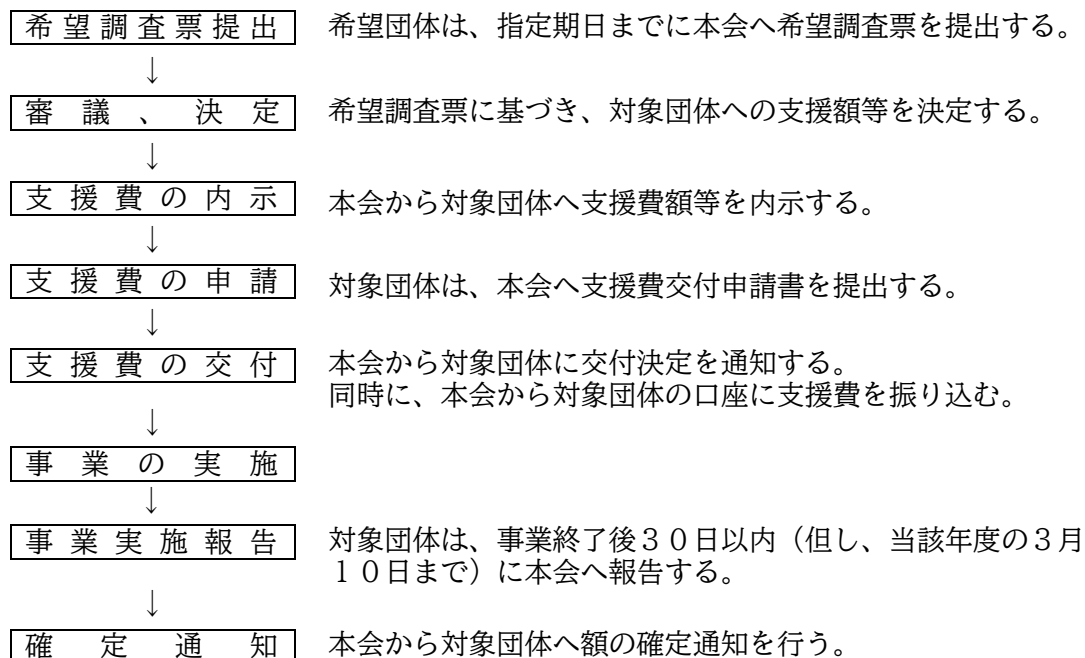
国体種目外加盟競技団体及び登録した総合型地域スポーツクラブ（登録クラブ）が行う下記の取組

- (1) 多世代を対象とする競技体験イベント・教室・大会（地域から県内規模のものまで）
- (2) 障がい者と健常者のスポーツ交流・体験イベント・大会（地域から県内規模のものまで）
- (3) オリ・パラ等の関係者による講話・シンポジウム・クリニック
- (4) その他目的に合致すると認められる事業

3 助成対象経費

- (1) 旅費 講師、役員、補助員等
- (2) 使用料賃借料
- (3) 報償費 講師 原則、1回20,000円/1人を上限とする。
※ 上限を超える報償費については要相談とする。
役員・審判・補助役員 原則、1回2,000円/1人を上限とする。
- (4) 食糧費 弁当代等
- (5) 需用費 消耗品費、指導者・参加者の水分補給用飲料等
- (6) 役務費 通信運搬料、振込手数料、傷害保険料等

4 事務手続き



5 支援費は、別に定める「補助金等の執行に関する取扱」に基づき、適正に執行しなければならない。

6 この要項は、平成30年4月1日から施行する。

令和3年4月1日 一部改正